

三次市教育委員会議案第 6 3 号

三次市立図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立図書館職員の勤務時間等に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 三次市立図書館に勤務する職員にあっては、毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、館内整理日並びに 1 月 4 日から 1 月 6 日まで、3 月 2 6 日から 3 月 3 1 日まで、4 月 1 日から 4 月 5 日まで、7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで及び 1 2 月 2 4 日から 1 2 月 2 8 日までの間（以下「長期休業日」という。）の月曜日を除く。）とし、分館の職員にあっては、毎週月曜日（館内整理日及び長期休業日の月曜日を除く。）とする。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。